

総 括 調 査 票

調査事案名	(32) 災害復旧等事業		調査対象 予算額	令和元年度(補正後) : 211,632百万円の内数 ほか (参考 令和2年度 : 15,023百万円の内数)			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	河川等災害復旧事業費	調査主体	共同
組織	国土交通本省			目	河川等災害復旧事業費補助	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により公共土木施設等が被災した場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、被災した施設の復旧等を実施している。

災害復旧等事業は、災害からの早期復旧を図るため、

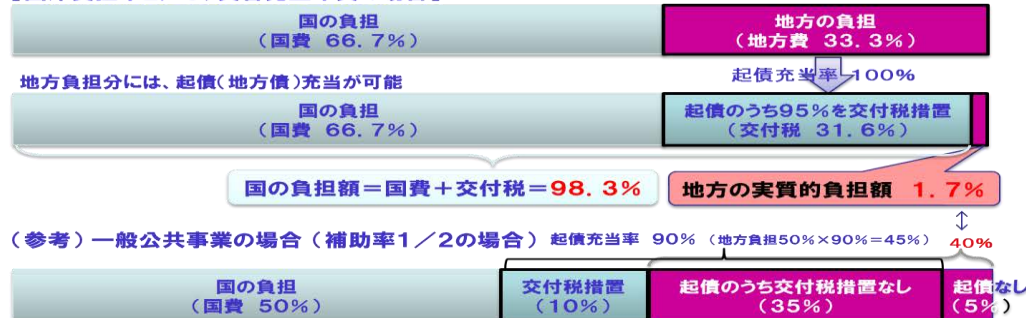
- ・高率な補助率の導入
- ・国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能とし、また事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施等を行っているところ。

近年、災害が頻発・激甚化する中で、災害からの早期復旧が実施できるよう災害復旧工事に係る工夫等を調査するもの。

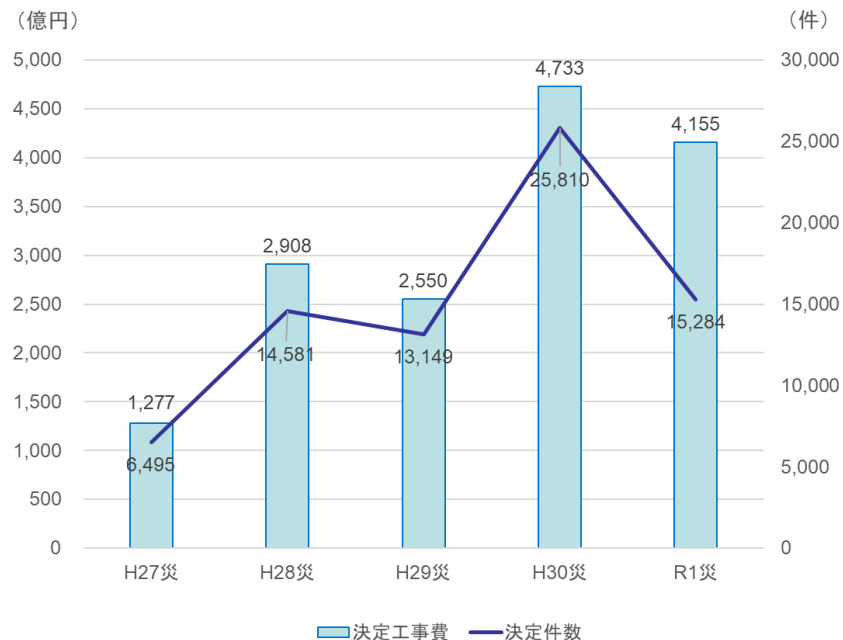
<災害復旧等事業の特徴>

- 高率な国庫負担(2/3以上、災害発生年の場合、交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は最大でも1.7%)
- 迅速な工事着手
 - ・事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施。
 - ・災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能。
- 原形復旧が原則だが、元どおりの復旧が不適當な場合や困難な場合は適切な形状、材質、寸法などで施設を復旧。
- 県単位の一括予算交付
 - ・同一災害なら市町村も含め県内で自由に活用可能。

【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



国土交通省所管河川等災害復旧事業(補助)の推移



総 括 調 査 票

調査事案名 (32) 災害復旧等事業

②調査の視点

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

国土交通省は、突発的に発生する災害に対して、迅速に事業を実施できるよう、入札契約方式の選定の基本的な考え方を盛り込んだ「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を予め策定して、災害復旧工事を発注している。

そして、各地方公共団体に対し、同ガイドラインを参考周知しており、今回の調査で、各地方公共団体における入札形態の事前の対象事業の明文化の取組状況を把握する。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

災害復旧等事業は、その性質上、より迅速な事業実施が求められている。

今後の早期の事業実施に向けた課題や災害復旧工事を効率的に行うために実施している工夫等を各地方公共団体から調査する。

【調査対象年度】

平成28年度～令和元年度

【調査対象先数】

道府県：46先（うち回収 46先）

市町村：681先（うち回収 676先）

合 計：727先（うち回収 722先）

発注件数：40,626件

※平成28年～30年発生の災害により被災した河川・道路の災害復旧工事を実施した地方公共団体を調査対象とした。
（査定額：20百万円以上）

③調査結果及びその分析

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

(1) 契約方式毎の契約状況

一般競争入札以外の入札形態（指名競争入札・随意契約）で工事を発注した件数は、全体の75%（平成28年度～令和元年度実績の合計）【図1】を占めていた。（全地方公共団体における災害復旧事業を含めた公共工事全体では、59%（平成30年度実績）が一般競争入札以外の入札形態となっている。）

一般に、入札及び契約に要する期間は、随意契約<指名競争入札<一般競争入札の順であり、迅速性が求められる災害復旧工事においては、一般競争入札以外の入札形態が多く選択されたと考えられる。

(2) 事前の明文化の状況

事前に一般競争入札以外の契約方式で実施する工事範囲を明文化していた地方公共団体は、全体の64%【図2】であった。また、災害復旧に係る明文化の内容は、応急（緊急）復旧については随意契約、本復旧については指名競争入札を規定しているものが多かった。

復旧の緊急性に応じた入札形態を明文化することにより、円滑に入札方式を選択できるとともに、入札プロセスの透明性も確保されることが期待される。また、災害の規模が大きくなり入札件数が増える程、地方公共団体の事務量も増大するため、明文化の効果もより発現すると考えられる。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

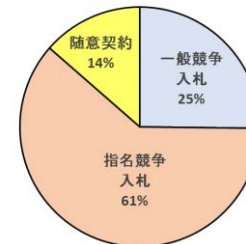
調査を行った地方公共団体のうち、6割は何らかの課題を認識しており、

- ・地方公共団体の技術職員の経験不足
- ・「発注基準や業者選定等の発注方法」や「他地域における類似災害の工事实例」等の他の地方公共団体の取組を参考としたいが横の連携をとることが難しい

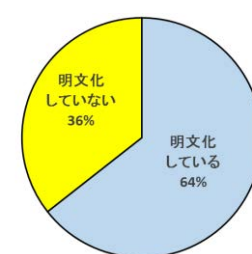
といった課題を挙げている地方公共団体も見受けられた。こうした課題は、大規模災害になる程、顕著になると考えられ、平時から、災害時の円滑な事業実施に向けた外部支援体制の構築や、発注者間の連携体制を確保していくことが重要と考えられる。

他方、「発注単位の見直しや施工時期調整によりコスト縮減等が図れた」、「地元建設業協会と災害協定を締結し、応急復旧工事に早期に着手できた」などの事例も見られた。

【図1】入札形態



【図2】明文化



④今後の改善点・検討の方向性

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

発注者は、入札形態に応じて、突発的に生じる災害復旧工事も含め対象工事の範囲を事前に規程等において定めることにより、

- ・入札形態の決定までの検討時間を短縮できること
- ・入札公告の短縮や緊急性に応じた適切な入札方式を選択すること等により入札及び契約に要する時間を短縮できること
- ・入札プロセスの透明性が向上するものと考えられること

から、国土交通省は、各地方公共団体に対して、明文化について周知と助言を行っていくべきである。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

早期の事業実施に向けた課題として、地方公共団体の技術職員の経験不足や発注者間の連携が不十分である場合があることを踏まえ、国土交通省は、災害時の円滑な事業実施に向けて、地方公共団体に対し、災害復旧事務に豊富な知見を有する者による外部支援体制づくりに向けた取組を促していく必要がある。

また、発注者間における工事の時期・箇所・工程等の情報の共有や事業実施にあたっての課題への対応策を検討する場を設けるなど、発注者間の連携体制の構築に取り組んでいく必要がある。